

## 独立行政法人日本学術振興会旅費規程

〔平成15年10月1日〕  
規程第20号

改正 平成18年 3月24日 規程第5号  
改正 平成19年 7月 3日 規程第15号  
改正 平成21年12月11日 規程第29号  
改正 平成25年 4月 1日 規程第32号  
改正 平成27年 2月 2日 規程第1号  
改正 平成28年 3月31日 規程第46号  
改正 平成29年 4月28日 規程第26号  
改正 平成30年 3月31日 規程第60号  
改正 平成30年11月12日 規程第80号  
改正 令和 4年 1月25日 規程第4号  
改正 令和 5年 5月22日 規程第28号  
改正 令和 7年 3月27日 規程第21号  
改正 令和 7年 7月11日 規程第34号  
改正 令和 8年 3月27日 規程第17号

### 第1章 総則

(旅費の支給)

**第1条** 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の役員又は職員（以下「職員等」という。）が業務のため旅行する場合には、別に定める場合を除き、この規程に定めるところにより旅費を支給する。

(旅行命令)

**第2条** 旅行は、理事長又は旅行命令権の委任に関する規程（平成15年10月1日規程第21号）により委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

**第3条** 旅行命令（変更及び取消を含む。）は、旅行命令伺書によって行う。

2 旅行命令伺書の様式は、理事長がこれを定める。

(旅費の種類)

**第4条** 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊料、宿泊手当、移転料、着後手当、家族移転費及び旅行雑費とする。

(旅費の計算)

**第5条** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計

算する。

(旅行日数の計算)

**第6条** 旅行計算上の旅行日数は、旅行命令により行われる振興会の業務に係る旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数は旅行のために現に要した日数として通算する。

(旅費の支給)

**第7条** 旅費の支給は、原則として精算払とする。ただし、外国旅行及び旅行命令権者が必要と認めたときは、仮払することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、旅費の一部又は全部を仮払することができる。

**第8条** 旅費の支給を受けようとする者又は仮払で旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、旅費計算に必要な書類を揃えて、遅滞なく会計課長に提出するものとする。

2 旅費計算書の様式は、理事長がこれを定める。

**第9条** 第7条第1項ただし書きによる仮払に係る旅費は、当該旅行終了後、すみやかに精算するものとする。

2 会計課長は、仮払に係る旅費の精算の結果過払又は不足があった場合には、すみやかに、当該金額を返納させ又は追加して支給するものとする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

**第10条** 鉄道賃の額は、その乗車に要する運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行をする場合には、急行料金
- 二 役員が特別車両料金を徴する客車により旅行をする場合には、特別車両料金
- 三 座席指定料金を徴する客車により旅行をする場合には、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに限り、支給する。

(船賃)

**第11条** 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金のうち、該当するものの合計額を上限とする現に支払った額による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 役員にあつては、最上級の運賃
  - ロ 職員にあつては、最上級の直近下位の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 役員が特別船席料金その他船室の特別の設備を利用する場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）  
(航空賃)

**第12条** 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 役員が特別の運賃等を徴する座席を利用する場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席の運賃を支給することができる。

(その他交通費)

**第13条** その他交通費の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりタクシー等を利用する場合には、その実費額とする。

(宿泊料)

**第14条** 宿泊料の額は、別に定める場合を除き別表第1の定額による。

- 2 宿泊に要する費用が別表第1に定める定額を超える場合は、旅行命令権者の承認を得た上で、別表第1に定める上限額を限度に、現に支払った額を宿泊料として支給することができる。

- 3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

**第15条** 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用とし、その額は、別表第1の定額による。

(移転料)

**第16条** 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際家族（内国旅行にあつては、職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員等と生計を一にする者をいう。）を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第1の定額による額

- 二 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- 三 赴任の際家族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前号の規定に相当する額

- 2 前項第3号の場合において、家族を移転した際における移転料の定額が、職員等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

**第16条の2** 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転に必要な滞在に係る費用とし、その額は、別表第1の宿泊料定額の5夜分及び宿泊手当定額の5夜分に相当する額による。

(家族移転費)

**第16条の3** 赴任の際家族を移転する場合の家族移転費の額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- 一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員等がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の全額並びに宿泊料、宿泊手当、着後手当及び旅行雑費の合計額に相当する額
  - 二 赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅行雑費)

**第17条** 旅行雑費は、第15条の諸雑費に含まないものについて、実費額により支給する。旅行雑費に含めるものについては、別に定める。

### 第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

**第18条** 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - イ 役員にあつては、最上級の運賃
    - ロ 職員にあつては、最上級の直近下位の級の運賃
  - 二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 2 役員が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。
- 3 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1項に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

(船賃)

**第19条** 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）に

よる。

- 2 役員が業務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

(航空賃)

**第20条** 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）のうち該当するものの合計額を上限とする現に支払った額による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 理事長については、最上級の運賃

ロ 理事、監事及び部長相当職以上の職員については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 職員（部長相当職以上の職員を除く。）については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

- 二 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び部長相当職以上の職員については、最上級の運賃

ロ 職員（部長相当職以上の職員を除く。）については、最上級の直近下位の級の運賃

- 三 職員（部長相当職以上の職員を除く。）が第1号ハ又は第2号ロによる旅行を行う場合において、別に定める場合は、直近上位の運賃

- 四 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

- 2 理事長が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃を支給する。

(その他交通費)

**第21条** その他交通費の額は、実費額による。

(宿泊料及び宿泊手当)

**第22条** 宿泊料及び宿泊手当の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 第14条第3項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(移転料)

**第23条** 赴任の際家族（外国旅行にあつては、職員等の配偶者及び子で職員等と生計を一にする者をいう。）を移転する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第2の定額による。

- 2 赴任の際家族を移転しない場合の移転料の額は、前項に規定する額の2分の1に相当する額による。

(着後手当)

**第23条の2** 着後手当の額は、勤務地の存する地域の区分に応じた別表第2の宿泊料定額の10夜分及び宿泊手当定額の10夜分に相当する額による。

(家族移転費)

**第23条の3** 赴任の際理事長の許可を受け、家族を移転する場合の家族移転費の額は、次の各号に規定する合計額とする。

- 一 家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下第二号及び第三号において同じ。）を職員等の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員等がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の全額並びに宿泊料、宿泊手当、着後手当及び旅行雑費の合計額に相当する額
  - 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員等の居住地に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
  - 三 第1号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後理事長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における住所又は居所から本邦内の他の地に移転する場合には、第16条の3第1項第1号の規定に準じて算定した額
  - 四 外国に赴任後理事長の許可を受け、家族を本邦に移転する場合には、第1号の規定に準じて算定した額
- 2 第16条の3第2項の規定は、前項の規定による家族移転費の額の計算について準用する。
- （旅行雑費）
- 第24条** 旅行雑費は、第22条の宿泊手当に係る諸雑費に含まないものについて、実費額により支給する。旅行雑費に含めるものについては、別に定める。

## 第4章 雑則

（旅費の調整）

**第25条** 理事長は、必要と認める場合には、旅費を調整できるものとする。

（日本学術振興会評議員等の取扱い）

**第26条** 振興会評議員、学術顧問、学術システム研究センターの所長・副所長・研究員、WPI推進センターのセンター長、理事長の委嘱に係る各種委員会の委員及びその他振興会の業務のために理事長又は旅行命令権者の依頼に応じて旅行する者は、次の各号に掲げるところにより振興会の役員又は職員とみなして、この規程を適用する。この場合において、「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺書」とあるのは「旅行依頼伺書」と読み替えるものとする。

- 一 振興会評議員、学術顧問、国際生物学賞受賞者（随行者1人を含む。）及びノーベル賞受賞者にあつては、理事長
  - 二 学術システム研究センターの所長・副所長及びWPI推進センターのセンター長にあつては、理事
  - 三 前2号以外の者にあつては、原則として別に定める区分に応じた、職員
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める者は、用務の内容、学識経験及び社会的地位を勘案して振興会の役員とみなすことができる。

(研究者に支給する旅費の取扱い)

**第27条** 振興会の国際交流事業により承認された研究者に旅費を支給するときは、別に定める場合を除き、この規程を準用し旅費を計算するものとする。

(その他)

**第28条** この規程に定めるもののほか、振興会の旅費の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則** (平成15年10月1日規程第20号)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月24日規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年7月3日規程第15号)

この規程は、平成19年7月3日から施行する。

**附 則** (平成21年12月11日規程第29号)

この規程は、平成21年12月11日から施行する。

**附 則** (平成25年4月1日規程第32号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年2月2日規程第1号)

この規程は、平成27年2月2日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

**附 則** (平成28年3月31日規程第46号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年4月28日規程第26号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月31日規程第60号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年11月12日規程第80号)

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

**附 則**（令和4年1月25日規程第4号）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

**附 則**（令和5年5月22日規程第28号）

この規程は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**（令和7年3月27日規程第21号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年7月11日規程第34号）

この規程は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日以降に出発する旅行から適用する。

**附 則**（令和8年3月27日規程第17号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費

一 宿泊料及び宿泊手当

区 分	宿泊料（1夜につき）		宿泊手当 （1夜につき）
	定額	上限額	
役 員	21,000 円	27,000 円	1,600 円
職 員	15,000 円	19,000 円	

二 移転料

区 分	鉄道 50 km未満	鉄道 50 km以上 100 km未満	鉄道 100 km以上 300 km未満	鉄道 300 km以上 500 km未満
	役員	186,000 円	215,000 円	265,000 円
職員	130,000 円	150,000 円	185,000 円	227,000 円

鉄道 500 km以上 1,000 km未満	鉄道 1,000 km以上 1,500 km未満	鉄道 1,500 km以上 2,000 km未満	鉄道 2,000 km以上
433,000 円	456,000 円	488,000 円	565,000 円
302,000 円	317,000 円	339,000 円	394,000 円

三 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

## 別表第2 外国旅行の旅費

### 一 宿泊料及び宿泊手当

区 分	宿泊料（1夜につき）			宿泊手当 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	丙地方	
役員	37,000 円	30,000 円	25,000 円	3,600 円
職員	30,000 円	27,000 円	23,000 円	

備考

宿泊料における甲地方、乙地方及び丙地方は、理事長が別に定める。

### 二 移転料

区 分	鉄道 100 km未満	鉄道 100 km以上 500 km未満	鉄道 500 km以上 1,000 km未満	鉄道 1,000 km以上 1,500 km未満
役員	213,000 円	283,000 円	402,000 円	506,000 円
職員	141,000 円	187,000 円	268,000 円	336,000 円

鉄道 1,500 km以上 2,000 km未満	鉄道 2,000 km以上 5,000 km未満	鉄道 5,000 km以上 10,000 km未満	鉄道 10,000 km以上 15,000 km未満	鉄道 15,000 km以上 20,000 km未満	鉄道 20,000 km 以上
638,000 円	783,000 円	865,000 円	942,000 円	1,021,000 円	1,102,000 円
423,000 円	520,000 円	573,000 円	625,000 円	676,000 円	731,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。